

(答弁書第五十六号) 昭和二十二年九月二十五日配付

内閣参甲第六三号

昭和二十二年九月二十三日

内閣総理大臣 片山 哲

参議院議長 松平恒雄殿

参議院議員岡部常君提出殉職官吏の弔慰金に関する質問に対し別紙答弁書を送付する。

参議院議員岡部常君提出殉職官吏の弔慰金に関する質問に対する答弁書

官吏の殉職については、恩給法の扶助料を支給するの外、退職手当、死亡賜金があるが、現行法令による支給額は極めて僅少であるので、これについては、目下國家公務員災害補償法案を國會に提案すべく準備中であるが、取りあえず退職手当の運用によつて労働基準法所定の補償を考慮したものを支給することとしている。これによつて算定すると神戸刑務所の看守長に対する退職手当の金額は十三万円程度となり、この差額支給については目下手続中である。

なお、目下立案中の國家公務員災害補償法案においても、特に身体生命に危害を感じる情況において職務を執行したため障害を受け又は殉職したときの補償は、一般公務上のものとは別に考慮している。